## ○国立大学法人筑波技術大学奨学寄附金受入規程

平成17年10月3日 規程第58号

最終改正 令和元年9月25日規程第46号

国立大学法人筑波技術大学奨学寄附金受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)において教育研究の助成を目的に受け入れる奨学寄附金(国立大学法人筑波技術大学基金を除く。以下「寄附金」という。)の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入の制限)

- 第2条 次に掲げる条件が付されている寄附金は、受け入れないものとする。
  - (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
  - (2) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産基本法 (平成14年法律第122号) 第 2条第2項に規定する知的財産権を寄附者に譲渡し,又は使用させること。
  - (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
  - (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
  - (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件 (寄附申込み)
- 第3条 寄附金の寄附をしようとする者は、別記様式第1による寄附金申込書を学長に提出しなければならない。ただし、本学が寄附を募る場合は、この限りでない。
- 2 教員等が個人あてに寄附の申し込みを受けた場合は、直ちに、前項の寄附手続きを行うものとする。

(受入れの決定)

第4条 学長は、前項の寄附金申込書を受理したときは、第2項に掲げる条件及び寄附者 の意思等を総合的に勘案の上、当該寄附金の受入れを決定する。

この場合において、学長は、あらかじめ別に定める審査を経るものとする。

2 前項に係わらず、本学が寄附を募る場合にあっては、実施にあたり、別に定める要項 に基づく審査を経ることにより、受入れ決定があったものとする。

(受入れの通知)

第5条 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、別記様式第2による寄附者に、別記様式第3により出納命令役に、それぞれ通知するものとする。ただし、本学が寄附を募る場合の受入れは、出納命令役への通知を省略することができる。

(徴収)

第6条 前項の規定により通知を受けた出納命令役は、直ちに当該寄附金の受け入れの手続きをとるものとする。ただし、本学が寄附を募る場合の受入れは、納入依頼書の送付を省略することができる。

(事務)

- 第7条 寄附金の受入れに関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。 附 記
  - この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。 附 記
  - この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
  - この規程は、令和元年9月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

				平成	年	月	日
<u> </u>	国立大学法人筑波技術大学長	殿					
			寄附者				
			住 所				
			<u>氏</u> 名				印
			(法人にあって	ては、法ノ	人名及飞	び職・	氏名)
			電話番号				
	下記のとおり寄附します。						
			記				
1	寄附金額			円			
2	寄附の目的						
3	寄附の条件						
4	その他						

(納入依頼書)

 筑技大総発第
 号

 平成
 年
 月
 日

(寄附者) 殿

国立大学法人筑波技術大学長

奨学寄附金の納入について (お願い)

ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは奨学寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。 平成 年 月 日付けでお申し出いただきました奨学寄附金 円 につきましては、有り難くお受けし、御趣旨に沿うよう有意義に役立たせていた だきたいと存じます。

つきましては、奨学寄附金は恐れ入りますが下記銀行口座に、お近くの金融機関からお納めいただければ幸いです。

振込銀行先 常陽銀行研究学園都市支店

普通預金 2147161

こくりつだいがくほうじんつくばぎじゅつだいがくちょう国立大学法人筑波技術大学長

平成	年		日
<del>'     </del>	平-	月	

出 納 命 令 役 殿

国立大学法人筑波技術大学長

下記のとおり, 奨学寄附金の受入を決定したので通知する。

記

寄 附 者	
寄附金額	
寄附の目的	
寄附の条件	
決定の日	